

## 答 申 書

( 答申第 6 4 号 )

平成 1 5 年 1 0 月 1 6 日

---

### 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る開示請求に対し、森林計画図等を対象公文書として特定し、一部開示としたことは、妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙のとおり

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成13年度まで使用されていた、森林計画図の根室市の4、5図に記載されていた23林班の102小班(以下「本件小班」という。なお、別の図面に記載されている102小班は、「102小班」という。)について、平成14年から使用している同計画図から削除された経過がわかる文書一式である。森林計画図とは、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき都道府県知事が地域森林計画をたてるために作成する図面であり、林班や小班は、森林計画図を作成する上で設定された森林区画の図面における呼称であり、原則として、林班は字界や地形等により、小班は所有者ごとに、設定されるものである。林班や小班は、民有林の森林資源及びその動向を把握するために設定しているものであり、その区画は当該土地に係る権利義務を証明するものではない。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書を次の から までの文書と特定し、 の文書の森林所有者氏名、森林所有者コード、土地所有者コード及び所有区分コード(いずれも地方公共団体分を除く。)が、個人所有分については北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に、法人所有分については同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

根室市森林計画図其4及び其5(平成9年から使用しているもの。以下「平成9年計画図」という。)

照査図根室市4・5図(平成9年から13年に使用していたもの。以下「本件照査図」という。)

根室市森林計画図其4及び其5(平成14年から使用しているもの。以下「平成14年計画図」という)

森林調査簿(平成9年度から14年度の23林班の65小班及び本件小班部分。以下「本件調査簿」という)

イ 異議申立人は異議申立書に「異議申立ての趣旨」として、「開示請求を求めたも

のではないから、処分を取り消す」と記載しているが、その趣旨が必ずしも明らかではなかったため、当審査会において異議申立人に対しその点を明らかにするよう求めたところ、「開示請求をした公文書とは異なる公文書が一部開示決定されたので、開示請求書記載の公文書の存否などについて改めて調査の上、開示決定等（不存在の通知を含め。）をすることを求める」旨の回答があったことから、開示請求の対象となった公文書の特定に誤りがなかったかなどの点について判断する。

(3) 本件公文書の特定等について

ア 本件処分的前提となる事実関係について実施機関は、次のように説明する。

平成9年計画図に異議申立人の所有に係る65小班の区画を誤って本件小班と65小班とに区画して記載した。この誤りの原因は今となっては明らかではない。この誤りに気づいたため、現地等を確認の上、本件照査図を訂正し、平成14年計画図には本件小班は記載されていない。

これらの経緯を記載した文書は、作成しなければならないという義務はなく、また、事実として作成していない。

イ 平成9年計画図には、23林班内に65小班と隣接して本件小班が記載されている。平成14年計画図には、65小班の記載はあるが、本件小班は記載されていない。本件照査図には、平成9年計画図と同様の位置に65小班と本件小班が記載されているがそれぞれの位置を示す「65」及び「102」という数字に削除を意味する2線の上書きがあり、2線で上書きされた「65」の下に改めて「65」という数字が記載されている。

本件調査簿は、平成9年度から平成14年度までのものを通じていずれも、23林班の65小班の所有者欄に異議申立人の氏名が記載されているほか、102小班については、森林所有者を根室市水道部としているが、それが記載されている計画図の番号を示す「計画図番号」欄には、9という数字が記載されている。

これらのことから、平成9年計画図に何らかの理由で65小班を分割する形で本件小班が記載されたが、本件小班と同名の小班である102小班が、本件対象公文書外である森林計画図番号9図に存在することから、本件小班の記載は誤りであると推定され、平成14年計画図では、その誤りが正されたものと考えられる。

ウ 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定したことについて、本件小班が記載されていた平成9年計画図及び消去されている平成14年計画図、消去された地域森林計画図を作成するために整理している本件照査図、本件小班が図面上位置していた場所及び同名の小班に係る本件調査簿（図面上消去されたと考えられる期間及びその前後）が経過を示す文書のすべてであることから、これらすべての文書を開示することとした旨説明する。

エ そこで、この実施機関の説明が妥当なものであるか検討する。

異議申立人が本件開示請求により本来請求したかったものは、平成9年計画図における誤りが平成14年計画図で正されている経過そのものを記載した文書であると思われる。そのような文書が存在するのであればそれをもって対象公文書とすることがもっとも適当であると考えられる。しかしながら、実施機関の説明ではそれは作成されていないということであり、道民に対する説明責任を果たす上では、作成することがより望ましいものの、作成されていないという説明自体は不自然なものとはいえない。

このことからすると、平成9年計画図に記載されていた本件小班が平成14年計画図からは削除された経過がわかる文書として本件公文書を特定したことは、イで述べた本件公文書の内容から判断して妥当なものであると考える。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、種々の理由を述べて、本件処分を違法であると主張するが、いずれもこれを認めることはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年4月24日	<p>諮問書の受理</p> <p>実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 異議申立補正書の写し、 公文書開示請求書の写し、 公文書一部開示決定通知書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成15年4月25日	<p>新規諮問事案の報告</p> <p>本件諮問事案の審議を第二部会に付託</p>
平成15年5月7日	<p>異議申立人に対し異議申立ての趣旨等について審査会第二部会長から照会</p>
平成15年5月23日	<p>異議申立ての趣旨について回答</p>
平成15年6月9日 （第二部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取</p> <p>審議</p>
平成15年6月30日 （第二部会）	<p>異議申立人の意見陳述に代わる意見陳述書の提出</p> <p>審議</p>
平成15年7月14日 （第二部会）	<p>審議</p> <p>実施機関から「意見陳述書に対する反論書」の提出</p>
平成15年8月4日 （第二部会）	<p>審議</p> <p>異議申立人から意見書(平成15年7月25日付け)の提出</p>
平成15年8月27日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成15年9月30日 （第二部会）	<p>審議</p>
平成15年10月14日 （第54回審査会）	<p>答申案審議</p>
平成15年10月16日	<p>答申</p>

## 別 紙

### 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成15年3月3日 本件開示請求
- (2) 平成15年3月14日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (3) 平成15年3月24日 本件異議申立て
- (4) 平成15年3月28日 補正命令
- (5) 平成15年4月1日 異議申立ての補正

#### 2 異議申立人の主張要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求をした公文書とは異なる公文書が一部開示決定されたので、開示請求書記載の公文書の存否などについて改めて調査の上、開示決定等（不存在の通知を含む。）をすることを求めるというものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 根室支庁経済部林務課担当課長の行政指導によると、23林班を示す図には、102小班、103小班が重複している。

したがって、根室森づくりセンターを介し、北海道が間違っただけで機能させているという。

イ 本件処分を受けるに至った経過は、以下のとおりである。

先に北海道から、森林計画図についての指導指示があつて、「森林法の目的を達成するため航空写真又は地籍図、地番図を基にして作成したもので、森林法上の森林計画図として機能している上、森林法の法的根拠がある。」との教示もある。

ウ イの指導指示のとおりであれば、根室森づくりセンターの自由裁量が認められる場合においても、その行使は無制限に許されるわけではなく、森林法の法的根拠を欠く行使や濫用は当然の事実として異議申立人の知り得る権利である。

ゆえに、異議申立人の土地に特定し、森林法上も機能していた23林班の102ないし103小班が突然消し去られる理由、その原因を究明したく「平成14年から使用している計画図から削除された経過が分かる文書一式」を開示請求したものである。

#### 3 実施機関の説明要旨

##### (1) 一部開示決定の理由

異議申立人が開示請求した公文書の内容は、「平成13年度まで使用されていた、森林計画図の根室市の4・5図に記載されていた23林班の102小班について平成14年から使用している、同計画図から削除された経過がわかる文書一式」である。

実施機関は、本件小班が記載されていた地域森林計画図及び消去された地域森林計画図、消去された地域森林計画図を作成するために整理している照査図、本件小班が図面上位置していた場所及び本件小班と同名の小班に係る森林調査簿（図面上消去さ

れたと考えられる期間及びその前後)が経過を示す文書の全てであることから、これら全ての文書を開示することとした。

なお、開示公文書のうち、森林調査簿については、森林所有者氏名、森林所有者コード、土地所有者コード、所有区分コード(地方公共団体分を除く)を非開示とした理由は、

ア 1号情報に該当する

特定の個人が識別される個人の財産に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるため。

イ 2号情報に該当する

法人の事業運営上の内部管理に属する情報であり、開示することにより当該法人の事業運営上の地位を不当に損なうと認められるため。

(2) 異議申立て理由に対する反論

異議申立人は、本件公文書が、異議申立人から提出された公文書開示請求において、請求に係る公文書の内容として記載されたものと異っていると主張している。

しかしながら、

ア 森林計画図は、知事が地域森林計画をたてるときにその対象となる森林の区域を示したものであり、森林資源の把握や個別の森林ごとの施業の計画作成などのために作成していること、

イ 森林計画図の修正は国の通知や道の要領に基づき行っており、法的根拠を欠く行為ではないこと、

ウ 森林計画図の修正業務において、開示請求のあった部分の修正経過で作成された全ての文書を開示していること、

以上のことから、実施機関は本件処分は正しいものであることを主張する。